

山形県立米沢女子短期大学三宅記念奨学金借用書

借用金額	百	十	万	千	百	十	円

山形県立米沢女子短期大学三宅記念奨学金として上記金額を借用いたします。  
つきましては、裏面に記載した約定を遵守し、下記に記載した返還方法により滞りなく返済することを誓約します。

年 月 日

公立大学法人山形県立米沢女子短期大学理事長 様

借受人	貸付番号					
	(ふりがな) 氏 名					印
	住 所	〒 - - - - - 年 月 日生				
	電話番号	-	-	携帯電話番号	-	-

【法定代理人】 ※借受人が未成年の場合

住 所	住 所
氏 名	氏 名

[注] 1. 借受人が未成年の場合、法定代理人本人が自署・押印してください。  
2. 法定代理人が両親の場合、父母それぞれの署名・押印が必要となります。

【返還方法】

		月賦返還の場合	半年賦返還の場合	全額一時返還の場合
返 還 期 日		毎月 日	毎年 月及び 月の 日	年 月 日
返 還 回 数		回	回	
初回割賦金		円	円	
割 賦 金		円	円	
返還期間	開始年月日	年 月 日	年 月 日	
	完了年月日	年 月 日	年 月 日	

[注] 1. 返還方法を選択し、返還回数、初回割賦金、割賦金、返還開始年月日及び返還完了年月日を記載すること。  
2. 月賦返還と半年賦返還の併用も可とする。  
3. 返還期間は、貸付金額ごと次の期間を超えない範囲とすること。  
(1) 貸付金額の合計額が60万円以内の場合 5年  
(2) 貸付金額の合計額が60万円超の場合 10年

【連帯保証人】

住 所
氏 名

【保証人】

住 所
氏 名

[注] 1. 氏名欄は、本人の自署、押印とすること。  
2. 連帯保証人は、借受人と連帯して返還の責任を負う者であり、原則として、父、母、親権者又は後見人とする。こと。  
3. 保証人は、借受人又は連帯保証人が返還できなくなった場合に、これにかわり返還する者であり、原則として父母を除く四親等内の親族のうち、借受人及び連帯保証人と別生計の者とする。こと。

以下において、「法人」とは公立大学法人山形県立米沢女子短期大学を、「本学」とは山形県立米沢女子短期大学を、「本人」とは、表面記載の借受人本人をいう。

#### 【貸付利率・対象経費】

- 第1 奨学金の貸付利率は無利子とします。
- 第2 奨学金の対象経費は、学費、家賃、光熱水費その他理事長が定めるものとします。

#### 【貸付方法】

- 第3 奨学金は、貸付金額の全部を一括で交付します。ただし、法人が必要と認めた場合は分割して交付する場合があります。
- 第4 奨学金の交付は、口座振込により行います。ただし、法人が必要と認めた場合は、奨学金の全部又は一部を現金により交付することがあります。
- 第5 本人に授業料その他納付金の滞納があるときは、貸付金額の全部又は一部を当該滞納額に充当することがあります。

#### 【貸付決定の取消】

- 第6 次のいずれかに該当するときは、貸付決定を取り消すことがあります。
  - (1) 貸付決定通知書の交付を受けた日から30日を経過してもこの借用書を提出しないとき。
  - (2) 貸付けの申請につき、偽りその他の不正があったとき。
  - (3) 本学の学則に基づき、訓告又は停学の処分を受けたとき。
  - (3) 退学又は除籍により、本学の学籍を失ったとき。
  - (4) 第17に規定する手続きを怠ったとき

#### 【返還方法】

- 第7 奨学金の返還方法は、この借用書で選択した返還方法により行うこととします。
- 第8 奨学金の返還は、原則として法人が指定した法人の預金口座に、口座振替の方法により行うこととします。この場合において、当該振替に要する手数料は本人が負担するものとします。ただし、本人が、法人が別に定める預金口座振替依頼書を提出したときは、当該振替に要する手数料は法人が負担するものとします。
- 第9 この借用書に記載した期日前に全部あるいは一部を繰り上げて返還（以下「繰上返還」といいます。）する場合は、繰上返還を希望する一週間前までに文書又は電話で法人に連絡してください。
- 第10 返還期日を過ぎても返還がない場合は、延滞金を課すこととします。延滞金の額は、公立大学法人山形県立米沢女子短期大学債権管理規程（平成21年規程第44号）第12条によるものとします。
- 第11 次のいずれかに該当するときは、法人が指定する日までに全額を返還するものとします。
  - (1) 返還を2回以上怠ったとき。
  - (2) 借受人について破産又は民事再生の申し立てがなされたとき。
  - (3) 借受人が他の債務について差押え又は仮差押えを受けたとき。
  - (4) 第6の規定により貸付決定が取り消されたとき。

#### 【返還期間の変更】

- 第12 この借用書に記載した返還期間を変更しようとするときは、所定の様式で法人に申し出て、その承認を得なければならないこととします。なお、返還期間の変更が認められるのは、次のいずれかに該当する場合に限るものとします。
  - (1) 本学を卒業後に大学又は大学院（以下「大学等」という。）に進学したとき。
  - (2) 理事長が真にやむを得ないと認めたとき。
- 第13 大学等に進学したことにより返還期間の変更が認められたときは、その大学等に在籍している間、毎年4月末日までに在籍する大学等の在学証明書を法人に提出しなければならないこととします。
- 第14 大学等に進学したことにより返還期間の変更が認められた本人が次のいずれかに該当したときは、法人が指定する日までに全額を返還しなければならないものとします。
  - (1) 大学等を退学又は除籍になったとき。
  - (2) 在学証明書を期日までに提出しないとき。

#### 【返還の免除】

- 第15 返還が免除されることがあるのは、本人が次のいずれかに該当する場合とします。
  - (1) 死亡したとき。
  - (2) 精神又は身体の障害により労働能力を喪失したとき。
- 第16 返還の免除を受けようとするときは、所定の様式で法人に申し出て、その承認を得なければならないこととします。

#### 【その他手続等】

- 第17 次のいずれかに該当するときは、その事由の発生した日の翌日から起算して30日以内に、所定の様式により法人に届け出ることとします。
  - (1) 本人の氏名、住所又は職業等に変更があったとき。
  - (2) 本人が大学等を卒業したとき。
  - (3) 本人が大学等を退学又は除籍になったとき。
  - (4) 連帯保証人又は保証人の氏名、住所又は職業等に変更があったとき。
- 第18 本人、連帯保証人及び保証人は、法人が本人から最後に届け出のあった氏名・住所に発送した通知書類が延着又は到着しなかった場合、通常到着すべき時に到着したものとすることに同意するものとします。
- 第19 本人、連帯保証人及び保証人は、この借用書に基づく奨学金貸付に関する紛争について、法人所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

#### <参考>公立大学法人山形県立米沢女子短期大学債権管理規程 (延滞金)

- 第12条 滞留債権に対しては、債務者の責めに帰すべき事由によらないと判断するものを除き、その債権残高の1,000円未満の端数を切り捨てた額に対し、年3.7%の割合で計算した金額を延滞金として、その履行期限の翌日から支払をする日までの遅延日数に応じて日割りした金額を債務者に請求することができる。
- 2 前項の規定により計算した延滞金の額のうち100円未満の端数は切り捨てるものとし、計算した延滞金の額が1,000円未満であるときは債務者にその請求を行わない。